

「保育士」募集しています！（会計年度任用職員）

宮古島市では、保育士（会計年度任用職員）を募集しています。
公立保育所やこども園で、元気なこども達や職員と一緒に働いてみませんか。

☆公立保育所及びこども園における保育業務全般を担当

☆必要な資格：保育士資格

希望される方は、ハローワークで詳細を確認し、紹介状を発行していただいた後、宮古島市総務課まで提出をお願いします。

※法人保育施設へ就職を検討されている方は、各施設へ求人の有無等について確認してください。



問 こども未来課 ☎ 72-3751（代）

令和5年度新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチン接種はお済みですか？ワクチンの効果は、時間の経過とともに減退していきます。前回の接種から期間が空いている方や、接種を迷っている方は、万が一感染した場合に重症化しないために、接種をご検討ください。

～ワクチンの効果～

コロナワクチンには、感染しにくくなる「感染予防効果」、感染したときに症状を抑える「発症予防効果」、症状の悪化を防ぐ「重症化予防」の高い効果が確認されています。

ワクチン接種している人と接種していない人では、感染した場合の症状、治療内容、治癒するまでの時間経過に大きな差があります。

【対象となる方】

対象者は、初回接種（1・2回目）を終了した、65歳以上の高齢者、12歳～64歳で基礎疾患を有する方、医療従事者、高齢者施設等従事者となっています。対象となる65歳以上の方へは、前回接種から3ヶ月経過した方より順次接種券を発送しています。また、12歳～64歳で基礎疾患を有する方、医療従事者、高齢者施設等従事者の方は、接種券発行のための申請が必要となります。

今回対象外となっている64歳以下の健康な方については、9月に開始される「令和5年秋開始接種」の対象となりますので、接種についてご検討ください。

【お問い合わせ先】

宮古島市コロナワクチン予約センター ☎ 0980-79-7829

消費者相談 迷ったら相談しよう！

～「名義人が死亡して、銀行口座が凍結された！なんで・・・？」～



「亡くなった母の銀行口座が凍結されて、少額の預金を引き出すのに、書類をいくつも提出しろと言われた。なんでそうなの？納得いかない・・・。」

A

銀行が名義人の口座を凍結する条件に、「名義人が死亡した場合」もあげられます。

通常は親族などの相続人が金融機関へ連絡することで凍結されますが、他にも新聞の訃報欄などから情報を得て家族へ確認の連絡がいくことがあります。預金の引き出しには、相続人の確認が必要となります。凍結の条件には「名義人が認知症であると認められた場合」などもあります。詳細については銀行に問い合わせね！！



沖縄県消費生活センター宮古分室 ☎ 72-0199（9～12時／13～16時）※平日のみ

宮古島市地域振興課 消費者相談窓口 0980-73-2695

土・日・祝祭日は消費者ホットライン 188

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業



小児・障がいのある方は
対象航空運賃の還付請求が
できます！

■航空運賃の還付請求ができる方

沖縄県離島住民割引運賃カードをお持ちの方

- ①小児（搭乗日時点で11歳以下）
- ②障がい者手帳（身体・精神・療育）をお持ちの方及びその付添い1名

※還付対象となる運賃種別は「離島割引運賃」及び「小児運賃」「障がい者割引運賃」（ANA・スカイマーク）となり、「先特割」「特割」等の運賃は還付請求対象外です。

JALグループについては新料金体系への移行に伴い、小児・障がい者運賃が廃止となっています。

■対象期間

R5年4月1日～R6年3月31日までの搭乗分

■請求期限 R6年4月3日（水）

※期限日前は窓口が混み合いますので、搭乗後その都度申請されることをお勧めします。

■請求に必要なもの

- ①搭乗が確認できる書類（搭乗券・搭乗案内・運賃種別の記載がある搭乗証明書）
- ②領収書（①で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある領収書） **領収書の宛名は搭乗者本人または請求者で提出をお願いします。**
- ③口座名義人、口座番号、金融機関、支店名などが確認できる通帳・キャッシュカード
- ④離島住民割引運賃カード
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の写し
- ⑥印鑑（シャチハタ不可）
- ⑦窓口に来庁される方の本人確認書類（免許証等）

【受付時間】

8:30～12:00、13:00～17:15

☆お知らせ☆

還付請求申請には領収証の添付が**必須**となります。
※e-チケットお客様控えは使用できません。

問 市民課 ☎ 72-3751（代）

【還付対象・還付金額】

対象路線	航空運賃及び対象者（片道）			
	離島割引運賃		小児運賃	障がい者割引運賃
	小児	障がい者		
宮古-那覇	1,850円	1,200円	3,900円	4,650円
宮古-石垣	1,200円	750円		
下地島-那覇	1,000円	1,000円	3,600円	3,600円

退職した時の国民年金の手続きをお忘れなく！

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、退職により厚生年金（第2号被保険者）から抜けた場合は国民年金（第1号被保険者）への加入が必要です。また、扶養している60歳未満の配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、配偶者も同時に国民年金への加入が必要になります。手続きに際して必要な書類として、下記の1から3をご持参ください。

1. 退職日がわかる証明書（社会保険資格喪失証明書、退職証明書、雇用保険被保険者離職票など）
2. 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）
3. 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、パスポート、保険証など）

第1号被保険者になると、被保険者になった月から国民年金保険料の納付義務が発生します。月の最終日に属している保険種別で保険料を支払うこととなります。

例1) 令和5年3月31日に退職し、資格喪失日が令和5年4月1日の場合

・令和5年4月1日（退職日の翌日）から第1号被保険者となりますので、4月分から国民年金保険料を払います。

例2) 令和5年3月30日に退職し、資格喪失日が令和5年3月31日の場合

・令和5年3月31日（退職日の翌日）から第1号被保険者となります。この場合はたった1日ですが、3月分から国民年金保険料を払います。

問 平良年金事務所国民年金課 ☎ 72-3650 ②-②
市民課年金係 ☎ 72-3751（代）